

令和3年度茨城県消費者教育啓発講座業務委託契約書

茨城県消費生活センター（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）
とは、令和3年度茨城県消費者教育啓発講座業務委託について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の各号に掲げる業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。
(1) 委託業務名：令和3年度茨城県消費者教育啓発講座業務（以下「委託業務」という。）
(2) 委託業務内容：別添「令和3年度茨城県消費者教育啓発講座業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
(3) 契約期間：契約締結の日から委託業務終了日又は令和4年3月31日のいずれか早い日まで

（実施計画書の提出）

第2条 乙は、委託契約締結後、実施計画書（様式第1号）を作成し、速やかに甲宛提出し承認を受けなければならない。

（委託業務の遂行）

第3条 乙は、仕様書及び前条の承認を受けた実施計画書に従って委託業務を実施しなければならない。

2 前項のほか、乙は委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならぬ。

（委託料）

第4条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第5条 契約相手方に納付させる契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部を免除する。

（再委託の制限）

第6条 乙は、この委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（状況報告）

第7条 乙は、甲から委託業務の実施状況について報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要に応じ委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができるものとする。この場合において、委託業務内容、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、書面によりこれを定める。

(完了報告等)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく委託業務完了報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から前項の委託業務完了報告書を受理したときは、遅滞なくその内容を検査するものとする。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条の規定による検査に合格した後に、甲に対して委託料を請求することができる。

2 甲は、前項に定める支払請求があったときは、請求書受理後30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定を遵守し、必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除し、又は変更することができる。

(1) 乙の責に帰する理由により、委託業務を完了することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙が、この契約に違反し、又は不完全な履行をしたとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合には、乙に委託料を支払わないものとし、これに関する一切の責を負わないものとする。

(損害賠償)

第14条 委託業務を実施するに当たり発生した損害の賠償経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責に帰する理由により生じた損害の賠償経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定めるものとする。

2 前条第1項の規定により契約を解除した場合、甲に損害が生じた場合には乙はその損害額を支払わなければならない。なお、損害額は甲乙協議して定めるものとする。

(権利、義務の譲渡禁止)

第 15 条 乙は、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(著作権)

第 16 条 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、甲に帰属する。ただし、乙が本契約締結に関係なく権利を有する乙の著作物、または第三者の著作物に関してはこの限りではない。

(著作者人格権)

第 17 条 乙は、甲及び甲が認めた者の本件著作物の利用に対し著作者人格権を行使しないものとする。ただし、甲が認める場合はこの限りでない。

(保証等)

第 18 条 乙は、甲に対し、成果品が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

2 委託業務を実施する上で発生する権利関係の処理を巡って第三者との間で紛争が生じた場合は、乙が対応するものとし、これに関する一切の費用は、乙が負担するものとする。

(疑義の処理)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、誠意をもって処理するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県水戸市柵町 1 丁目 3 番 1 号
茨城県消費生活センター
センター長 荒井 英明 印

乙

印

別記

特 約 事 項

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 不要情報の廃棄

受講者に関する個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したとき、速やかに廃棄すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

様式第1号（第2条関係）

令和 年 月 日

茨城県消費生活センター長 殿

(受託者)

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

令和3年度茨城県消費者教育啓発講座実施計画書

このことについて、令和3年度茨城県消費者教育啓発講座業務委託契約書第2条に基づき、下記のとおり提出します。

記

地区名	
開催年月日	
開催場所	
事業内容及び講師等	

※ 地区毎に作成し、必要に応じて行を追加してください。

様式第2号（第9条関係）

令和　年　月　日

茨城県消費生活センター長 殿

(受託者)

所在 地

団体名

代表者氏名

委託業務完了報告書

令和　年　月　日付けで締結した委託契約について、委託業務が完了したので、令和3年度茨城県消費者教育啓発講座業務委託契約書第9条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 委託業務名

2 実施日程等

地区名	実施年月日	時間	講座内容	担当講師名	受講者数
		: ~ :			

- ・受講者名簿（別添のとおり）
- ・研修資料（別添のとおり）
- ・受講状況写真（別添のとおり）

※ 地区毎に作成し、必要に応じて行を追加してください。